

## 『篁物語』成立年代再考2

－「搔練」を手がかりとして－

松野 彩

### 一 問題の所在

実在の人物・小野篁(802～852年)を主人公とした『篁物語』は、作者・成立時期ともに未詳である。成立時期については多くの先行論があり、平安中期から鎌倉室町期までさまざまに推定されてきたが<sup>1</sup>、定説をみない。成立時期についての先行論が多いのは、時期を特定することに少なくとも2つの大きな意味があるからである。第1に作者や作品成立時の価値観での作品の読解を可能にする、第2にこの物語には読解困難な箇所や解釈が分かれる箇所など多くの問題が残されているが、それらの問題を解決する緒になると考えられるからである。筆者は以前に「角筆」という言葉を手がかりに、『篁物語』の成立時期を平安後期の11世紀末以降と推定したが<sup>2</sup>、本稿では、篁の異母妹が着用している衣装に「搔練」という言葉が見られることから考察を試みる。

上記の衣装が描かれる場面は、物語冒頭の篁による異母妹への漢学の指導から、2人が互いに思いを寄せ合うようになり、篁が漢学の学習に使う「角筆」を用いて妹に自分の思いをいつも伝えていたことが語られる場面の後に位置する。篁の妹は願掛けをする必要があり、2月の最初の午の日に京都郊外の稲荷社(現在の伏見稲荷大社)に参詣した。

さて、この女、願ありて、二月の初午に、稲荷に参りけり。供に人多くもあらで、おとな二人、童二人ぞありける。おとなはいろいろの袿、二人は同じ色をなん着たりける。(a) 君は綾の搔練の単襲、唐のうすものの桜色の細長着て、花染の綾の細長をりてぞ着たりける。髪はうるはしくて、たけに一尺ばかりあまりて、頭つきいと清げにて、顔も、あやしく世人には似ず、めでたくなんありける。(『篁物語』210～211頁<sup>3</sup>)

『篁物語』では、女性の衣装に関する描写は上記の場面だけである。篁の妹が随行させた大人の女房と童女各2人の後に、篁の妹の衣装が記されている。篁の妹は綾織の搔練<sup>4</sup>の単襲<sup>5</sup>の上に、唐風の薄手の桜色の細長、花染め<sup>6</sup>の綾織の細長を重ねて、道中であるから裾を折って短く着用している<sup>7</sup>(下線部a)。篁の妹の身につけている綾織は高価な絹製品であり、搔練の紅色に、桜色、花染め<sup>8</sup>の取り合わせであるから、春の季節に合った色合いの衣装ということになる。

この篁の妹の衣装のうち、本稿で「搔練」に注目する理由は、「搔練」という言葉がある特定の期間に集中的に使用されることから、『篁物語』の成立時期を推定する根拠になると判断されるからである。以下、第二節で古記録など歴史史料における用例、第三節では仮名作品における用例の順に確認する。

## 二 搔練の用例〈1〉—歴史史料—

古記録や有職故実書、辞書では、平安時代後期の11世紀末から室町時代後期にかけて搔練は「皆練」「かいねり」「カイネリ」の表記を合わせて11例見られる<sup>9</sup>。

最も古い例は『後二条師通記』寛治5年(1091)10月16日条で、比叡山延暦寺で関白藤原師実(日記の筆者である師通の父)が催行した千僧読経についての記述である。参加した一族の男性の下襲について「皆練」の語がみられる。

(1) 殿下下襲織物、裏ハ不<sub>レ</sub>打、予下襲菊花色、〈蘇芳也〉裏青色不<sub>レ</sub>打、(b) 三位中将下襲皆練也、  
(『後二条師通記』寛治5年10月16日条<sup>10</sup>)

「殿下」は師実、「予」は師通自身、「三位中将」は長男の忠実(1078～1162)のことで、搔練を着用しているのは13歳の忠実である(下線部b)。

続いて、忠実の著した『殿暦』に康和3年(1101)から5年にかけて3例あり、ひらがなで「かいねり」、あるいはカタカナで「カイネリ」と表記されている。

(2) 三日、甲子、天晴、今日臨時客、尊者内府、……余織物下かさね、桜もゑき、  
(c) 内府かいねりかさね、  
(『殿暦』康和3年1月3日条)

用例(1)の10年後、右大臣となった忠実は1月3日に臨時客を行った。その時に主催者の忠実は織物の下襲に桜萌黄の衣装を身につけたのに対して、主賓であった内大臣の源雅実が「かいねりかさね」を着用していたと記している(下線部c)。一方、2年後の1月3日は忠実自身が搔練襲を着用した例で、二宮大饗に参加するために、自邸での臨時客の時から東帯を着用しているが、その下襲が搔練である(下線部d)。

(3) 今日臨時客、午刻 (d) 着<sub>二</sub>東帯<sub>一</sub>、〈したかさねカイネリ〉、剣ラテン、付<sub>二</sub>魚代[袋]<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>二宮大饗<sub>一</sub>也、  
(同 康和5年1月3日条)

なお、その5日後に宮中の八省院で行われた御齋会には、父の遺言によって、忠実は3日と同じ「かいねりかさね」を着用して参内している(下線部e)。

(4) 参<sub>二</sub>八省<sub>一</sub>、(e) 装束三日のかいねりかさねをきルなり、是前例也、故殿仰也  
(同 8日条)

続いて『愚昧記』承安2年(1172)でも、1月3日に行われる行事に「皆練」の下襲を着用するとしている(下線部f)。

(5) 着<sub>二</sub>直衣・布袴<sub>一</sub>之時、(f) 用<sub>二</sub>皆練下襲<sub>一</sub>・紅梅平尾等、件装束皆具……  
(『愚昧記』承安2年1月3日条)

また、安元年間(1175～1177)ぐらいに成立した『雅亮装束抄』にも「かいねり」の表記で2例見られる。

- (6) (g) 大臣の大將などのたいきやうのそんざいをもし。又のりゆみのそうをもとるに。かいねりがさねの下がさねとて。くれなるのこくうちたるあやのおもてに。ひとへものふくさはりのうらつけたるをきる。この下がさねをきんには。こうばいちのひらをかならずさすべし。たゞし正月七日いごならば。こうばいはもちるべからずと申す。

首書

- (h) 大將のこうばいちのひらをにかいねりかさねきることは。りんじ客又もやの大饗にきる也。のりゆみのそうには。こうばいちのひらををばさぬ也。一の人のきんだちは。殿上人のあいだなれども。ぜんくうをくるまじりにぐしたるなり。これもうらにかきてをしたり。 (『雅亮装束抄』<sup>11</sup>)

大臣や大將などの主催する大饗の主賓や、賭弓(1月の宮廷行事)で天皇に奏上する役(下線部g)、臨時客などで着用することが記されている(下線部h)。臨時客の際に着用するという点では、上記の(2)(3)(5)の例と共通する。

ここまでは問題ないのだが、『雅亮装束抄』とほぼ同時代に成立した辞書『色葉字類抄』(1177～1181年頃の成立)では、「搔練」と「火色」が同じであると説明されており(下線部i)、これ以降、鎌倉前期にかけても「搔練」の語は見られるが、搔練が何をさすのかがあいまいになってくる。

- (7) (i) 火色 カイネリ 紅也 紅下重ヲ云 カイネリノ下重也 (『色葉字類抄』<sup>12</sup>)

鎌倉時代前期の『岡屋関白記』『民経記』にも各1例あるが、わざわざ搔練(皆練)と火色が別のものであると説明しているのは、両者の区別があいまいになっていたことを示している。

- (8) 禅閣被<sub>レ</sub>談<sub>二</sub>古事<sub>一</sub>、余問答、其條々皆忘却、(j) 火色・搔練差別事、禅閣被<sub>レ</sub>談曰、(k) 裏面共打称<sub>二</sub>火色<sub>一</sub>、面打裏張称<sub>二</sub>皆練<sub>一</sub>、

(『岡屋関白記』建長元年[1249]2月21日条)

『岡屋関白記』によると、両面に砧を打ったものが火色、表面だけを打ったものが搔練だとしている(下線部j・k)。続いて、藤原経光著の『民経記』でも、搔練と火色の相違が問題となっている。

- (9) 正嘉二年二月十八日経光卿記云、向<sub>二</sub>三條入道右府第<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>語云、祖父左府入道ハ被<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>装束記文<sub>一</sub>、是人々衣装色目以下抄物也、随分家之重寶、(l) 搔練下重・火色下重ハ各別物也、共為<sub>二</sub>赤色<sub>一</sub>之間、人存<sub>二</sub>同物<sub>一</sub>之由歟、之不可<sub>レ</sub>然、(m) 搔練ハ張下重也、火色ハ顔色薄、搔練ハ赤色殊深也、

(『民経記』正嘉2年2月18日条)

『民経記』に孫引きされた『装束記(抄)』<sup>13</sup>によると、搔練下襲と火色の下襲は別物である。そもそも搔練下襲は張下襲<sup>14</sup>で、色についても、同じ赤色でも

火色はたいへん薄い色で、搔練は特に深い赤であるという（下線部 l・m）。

この後、室町時代中後期に一条兼良が著した有職故実書 2 冊（『桃華蘂葉』『飾抄』）のうち、『桃華蘂葉』は火色と搔練を同一視するが、『飾抄』では両者を同じものとするに疑問を示している<sup>15</sup>。

以上、歴史史料（古記録や有職故実書、辞書など）での搔練の例について検討してきたところ、平安時代後期から室町時代後期まで例が見られた。ただし、平安時代末から搔練と火色の区別がわからなくなっているように、「搔練」という言葉の定義があいまいになっていたようである。なお、古記録や有職故実書を書き記す主な目的は、宮廷行事を男性官人がつつがなく行うためとはいえ、女性の衣装についての記載がなされることもあるが、搔練に関わる記述で着用者の性別の判断がつくものは、すべて男性にかかわるものであった。

### 三 搔練の用例〈2〉— 仮名作品 —

続いて仮名作品での例を確認する。搔練は仮名表記で「かいねり」あるいは「かひねり」と表記される。調査の結果では『篁物語』を含めて 77 例で、平安時代に 76 例、鎌倉時代中期に 1 例であった<sup>16</sup>。

初出例は歴史史料よりも 170 年早い平安前期の延喜 21 年（921）、『京極御息所歌合』である。

(n) 搔練どもは大人童いとめでたうて、綾襲にて着たり。

（『京極御息所歌合』序文）

宮中での歌合において、大人の女房、童女らが「搔練」を着用したことが記されている（下線部 n）。この例をはじめとして、平安末期の 12 世紀後半に成立した『とりかへばや物語』<sup>17</sup>までに用例は集中し、男性・女性それぞれの衣装や、被け物・贈り物としての使用例が見られる。その後、50 年ぐらいの時間が空いて、鎌倉時代中期の『秋風和歌集』（真観〔藤原光俊〕編、建長 2 年〔1251〕頃成立）に 1 例あり、これが最も新しい例になる。

東七条のきさいの宮かくれたまへりける比、(o) かいねりのこしを  
検非違使のいさめむとしければよみける

いせ

ふかくさにきみをまどはしてわぶる身の (p) なみだにそむる色とやは  
見ぬ

（『秋風和歌集』巻十九・雑下・1284）

「かいねりのこし」（下線部 o）の解釈は困難だが、和歌に「なみだにそむる色」（下線部 p）、つまり「紅涙」の「紅」とかわりのある表現があるから、「搔練」と解釈するのが適切であると考えられる。なお、『秋風和歌集』の例は平安前期の歌人伊勢の歌につけられた詞書の部分にあることから、純粹に鎌倉時代の例とは言いがたい。したがって、歴史史料と同様に、仮名作品も 12 世紀末が「かいねり」

という言葉が実質的に使われた最後の時期であると言える<sup>18</sup>。

したがって、『篁物語』において搔練が描かれているのは、成立が12世紀末以前であるからであると考えるのが妥当である。

#### 四 まとめ

以上、『篁物語』の成立時期について、本稿では「搔練」という言葉を手がかりに確認作業を行い、平安末期の12世紀末までが妥当であるという結論を得た。前稿では「角筆」という言葉を根拠として平安後期の11世紀末以降と推定している。この2点を考えあわせると、平安後期(11世紀末)～平安末期(12世紀末)の約100年の間ということになる。ただし、『篁物語』は平安前期の実在の人物をモデルにしていることから、平安前期、さらに中期の文化も描かれ、特に平安中期の『うつほ物語』の影響が多く見られるため<sup>19</sup>、成立時期を特定するには慎重を期すべきである。

したがって、今後も『篁物語』の1つ1つの言葉を史料や他の作品と丁寧に照らし合わせることによって、作品の成立時期を少しずつ特定していくことが『篁物語』の研究において重要なことであると考えられる。

#### <注>

1. 拙稿「『篁物語』成立年代考―「角筆」を手がかりとして―」(『国士館大学文学部国士館人文学』、国士館大学文学部人文学会編、第7号(通巻49号)、2017年3月)に研究史のまとめを掲出した。
2. 注1参照。
3. 引用は平林文雄・水府明德会編著『増補改訂小野篁集・篁物語の研究 影印・資料・翻刻・校本・対訳・研究・使用文字分析・総索引』(和泉書院、2001年)による。
4. 搔練は、本来は練絹(精練していない生糸で織った絹織物を、後から精練して柔らかく光沢を出した絹布)のことで、紅色のものをさすことが多いことから、襲の色目(表裏ともに紅色)の意味が派生したと推定されている。石原昭平・根本敬三・津本信博著『篁物語新講』(武蔵野書院、1977年)の指摘に従って、襲の色目のことであると解釈するのが妥当か。
5. 単襲は、裏地をつけない単衣を数枚重ねたもの。
6. 「花染め」は露草の花の汁で染めた衣のこと。藍色や薄桃色、桜色などに発色する。
7. 本文の「細長をりて」については、「織りて」「折りて」と解釈が分かれているが、ここは徒歩で参詣する場面であるので、細長の裾を引きずらないように折っている状態であると解釈した。

8. 注6参照。
9. 検索には、東京大学史料編纂所、国際日本文化研究センター、ジャパンナレッジのデータベースなどを利用した。また、あかね会編『平安朝服飾百科辞典』（講談社、1975年）も参照した。
10. 『後二条師通記』以下、古記録の引用は『大日本古記録』による。
11. 『雅亮装束抄』の引用は『群書類聚』による。
12. 『色葉字類抄』の引用は中田祝夫・峰岸明共編『色葉字類抄研究並びに総合索引 黒川本・影印篇 索引篇』（風間書房、1977年）による。なお、引用部分について前田家本・黒川本の間で異同はない。
13. 筆者は前掲の『愚昧記』と同じ三条実房。
14. 「張下重」の「張り」についての説明は、清水久美子「装束の装飾加工技法に関する研究 —平安時代における加工技法の用例を中心に—」（『同志社女子大学 総合文化研究所紀要』第29巻2012年3月）に「「張り」とは、絹・布・衣などを糊につけ、板に張って光沢を出し、ぴんとさせることである。方法によって、布を板に張る「板張り」、布に糊をつけて板に張る「糊張り」、白絹に糊を強く付けて張りとう光沢を出す「白張り」の種類がある。ただし、「板張り」をしただけでは 光沢が出ないので、糊を用いて張りとう光沢を出す。」とある。
15. 注9に記載した『平安朝服飾百科辞典』を参照。『桃華葉葉』及び『飾抄』の本文は『群書類従』所収の本文で確認した。
16. 検索にはジャパンナレッジのデータベース、『新編国歌大観 DVD-ROM』を利用した。なお、『続詞花和歌集』の852番（清原元輔の和歌）は、『元輔集』120番と和歌は同じだが、「かいねり」の語が含まれる詞書の部分には若干の違いが見られるため、2例と数えている。以下、和歌の引用は『新編国歌大観』によった。
17. 『とりかへばや物語』は鎌倉初期の成立と判断する説もあるが、本稿ではジャパンナレッジの検索区分により、平安時代に分類した。
18. 貴族の衣装が柔装束<sup>なえ</sup>から糊の利いた強装束<sup>こわ</sup>へと転換する時期とも一致する。
19. 黒木香「『篁物語』成立考—兵衛佐を手掛りとして」（『国文学攷』112号、1986年12月）に指摘がある。